

議案第23号

宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料3 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)新旧対照表(抜粋)

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この法律において「公益通報」とは、<u>労働者(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。)</u>が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、<u>その労務提供先(次のいずれかに掲げる事業者(法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)</u>又は<u>当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>____、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、<u>当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者(以下「労務提供先等」という。)</u>、当該通報対象事実について処分(命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。)若しくは勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。)をする権限を有する行政機関____</p> <hr/> <hr/> <p>____又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者(当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、<u>当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号____</u>____において同じ。)に通報することをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この法律において「公益通報」とは、<u>次の各号に掲げる者</u></p> <hr/> <p>____が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、<u>当該各号に定める</u></p> <hr/> <p>____事業者(法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。)をいう。<u>(以下「役務提供先」という。又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員(法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令(法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。))の規定に基づき法人の経営に従事している者(会計監査人を除く。))をいう。以下同じ。)</u>、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、<u>当該役務提供先若しくは当該役務提供先があらかじめ定めた者(以下「役務提供先等」という。)</u>、当該通報対象事実について処分(命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。)若しくは勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。)をする権限を有する行政機関<u>若しくは当該行政機関があらかじめ定めた者(次条第二号及び第六条第二号において「行政機関等」という。)</u>又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者(当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、<u>当該役務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号及び第六条第三号</u>において同じ。)に通報することをいう。</p>

一 当該労働者を自ら使用する事業者(次号に掲げる事業者を除く。)

二 当該労働者が派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。第四条において「労働者派遣法」という。)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣(同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第五条第二項において同じ。)の役務の提供を受ける事業者

三 前二号に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該労働者が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

四 (略)

3 この法律において「通報対象事実」とは、次の_____いずれかの事実をいう。

一 個人_____の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの(これらの法律に基づく命令を含む。次号_____において同じ。)に規定する罪の犯罪行為の事実_____

二 (略)

(新設)

(新設)

一 労働者(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。)又は労働者であった者 当該労働者又は労働者であった者を自ら使用し、又は当該通報の日前一年以内に自ら使用していた事業者(次号に定める事業者を除く。)

二 派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。第四条において「労働者派遣法」という。)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)又は派遣労働者であった者 当該派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣(同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第四条及び第五条第二項において同じ。)の役務の提供を受け、又は当該通報の日前一年以内に受けていた事業者

三 前二号に定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前一年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者 当該他の事業者

四 (略)

3 この法律において「通報対象事実」とは、次の各号のいずれかの事実をいう。

一 この法律及び個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として別表に掲げるもの(これらの法律に基づく命令を含む。以下この項において同じ。)に規定する罪の犯罪行為の事実又はこの法律及び同表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実

二 (略)

(損害賠償の制限)

第7条 第二条第一項各号に定める事業者は、第三条各号及び前条各号に定める公益通報によって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して、賠償を請求することができない。

(公益通報対応業務従事者の義務)

第12条 公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して

知り得た事項であつて公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

公益通報者保護法改正の概要

(1) 法律第2条第1項

公益通報者の範囲が、現行の労働者から退職者（退職後1年以内）が追加された。

(2) 法律第2条第3項

通報対象事実が、現行の刑事罰の対象となる事実から行政罰（過料）の対象となる事実が追加された。

(3) 法律第7条

公益通報に伴う損害賠償責任の免除が新設された。

(4) 法律第12条

公益通報に対応する従事者又は公益通報に対応する従事者であった者に対して守秘義務が新設された。